

■ ■ 介護休業制度 ■ ■

■ 対象者と該当要件

1 介護休業の対象

要介護状態にある家族を介護する従業員は、介護休業規程に定めるところにより介護休業をすることができます。

★要介護状態とは

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態。判断基準としては以下2点のどちらかもしくは両方に該当が必要。

①介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

②厚労省の判断基準項目において条件を満たしていること。（申請とあわせて確認書を要提出）

※下記従業員は対象外

- ・入社1年未満の従業員
- ・介護休業を開始する時点で、介護休業終了後に離職予定の従業員
- ・申出の日から93日以内に雇用契約が終了することが明らかな従業員
- ・1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2 要介護状態にある家族

- ①配偶者
- ②父母
- ③子
- ④配偶者の父母
- ⑤祖父母、兄弟姉妹または孫
- ⑥上記以外の家族で会社が認めた者

■ 介護休業期間

対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間

※申出は、対象家族1人につき3回まで

※申請および添付書類の提出が遅れた場合は、該当確認日の2週間後から開始

■ 申請手続き

1 介護休業申請書の提出

介護休業を取得される場合は、休業開始の2週間前までに下記申請、書類提出をしてください。

・サイレコより[介護休業申請](#)

★下記書類のいずれか1点のコピーを添付

- ・医師の診断書（要介護が必要な期間が分かるもの）
- ・対象家族が2週間以上の期間にわたり常時要介護状態にある事実を証明する書類

★常時介護を必要とする状態の確認書（CIEL Netよりダウンロードして記入。必ず提出）

2 育児休業の取扱いに関する通知

労政担当より介護休業に関する通知をメールでお送り致します。

3 介護休業期間の変更

介護休業開始日の変更はできません。

- ・ 終了予定日の変更 ・ ・ ・ 終了予定日の2週間前までにサイレコより介護休業変更申請
- ・ 申出の撤回 ・ ・ ・ 介護休業開始予定日の前日までにメールにて連絡

※同一対象家族について、2回連続して申出を撤回した場合は当該家族について再度申出ができません

■ 介護休業給付金の支給

介護休業に該当した場合、適用となった期間において介護休業給付金の支給手続きを行います。

手続担当より自宅に書類が届きますので必要事項を記入のうえ提出してください。

※給付金はハローワークより支給されます。

☆ 介護休業給付金の各支給対象期間ごとの支給額は

原則として、休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67% (40% (注)) です。
(賃 金 月 額)

(注) 2023年3月時点のハローワーク資料より。最新情報はハローワークにてご確認ください。

■ 介護休業期間中の取扱い等

1 休業期間中の給与

会社から給与は支給されません。上記記載の介護休業給付金が支給されます。

2 社会保険料の支払い

休業期間中も社会保険料は被保険者負担分の月額支払いが必要です。

給与から控除できない場合は、別途請求書を郵送しますので必ず期日までに振込してください。

3 地方税の支払い

給与から控除できない場合、市区町村より直接納税通知書が届きます。

納付書に従って個人で支払いしてください。

■ その他

1 介護休暇

要介護状態にある家族の介護その他の世話をする場合は、年次有給休暇とは別に当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇の取得ができます。（1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間）

希望する場合はサイレコより原則1週間前までに[介護休暇申請](#)をしてください。

※介護休暇は無給です。（※給付金も支給対象外）

※対象家族が要介護状態にある事実を証明する書類の提出が必要

※下記従業員は対象外

- ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2 短時間勤務の手続き

原則 30 分単位且つ 2 時間以内の範囲で短時間勤務とすることができます。

希望する場合はサイレコより2週間前までに[短時間勤務申請](#)をしてください。

※当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内

※下記従業員は対象外

- ・ 入社1年未満の従業員
- ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- ・ 1日の所定労働時間が6時間以下である従業員

3 対象家族の死亡、もしくは申出者が介護しないこととなった場合

必ず当日中にメールもしくは電話にて連絡してください。

復職後は原則休業開始前と同じ職務についていただく予定ですが、詳細については現場と相談のうえ別途ご連絡いたします。

■□ 介護休業・介護両立相談窓口

株式会社アルシエ 人事総務労務担当

roumutantou@arciel.co.jp